

秋田市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人幸泉 会	グループホ ームやまゆ り	秋田市飯島川端 一丁目2番5- 2号	令和4年6月21日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護